

平成29年度開設分認知症高齢者グループホームQ&A

No	件名	質問	回答
1	日常生活圏域について	日常生活圏域の区とは何を指すのか。1圏域あたり2事業所までということ、既に運営しているグループホームが2事業所あったら、その区はもう採択されないのか。	日常生活圏域とは名古屋市の行政区(16区)のことを指します。1圏域あたり2事業所までのというのは、今回採択する事業所数についての上限が各区2事業所までということですので、既に2事業所ある区において整備できないということはありません。
2	指定時の人員配置	1ユニットずつ運営を開始してもよいか。3ユニット整備する場合は、指定時から3ユニット分の人員を確保しないといけないのか。	複数ユニットを設ける場合は、ユニットは同時開設とします。そのため、指定を受ける際には、すべてのユニット分の人員基準を満たす配置が必要です。
3		昨年度は小規模併設が望ましいとあったが、今年度の募集要項には記載がない。小規模を併設した場合は加点がもらえるのか。また併設しなかった場合は減点されるのか。	配点に関することは募集要項に記載されていること以外はお答えできません。
4	併設事業について	認知症高齢者グループホームを整備するにあたり、新設する特別養護老人ホームと同一施設内に設置し、複合型の中の1事業所とすることは可能か。	認知症高齢者グループホームに他の事業を併設し複合施設の中の1事業所としていただくことは可能ですが、今回の公募対象は平成29年度開設分ですので、認知症高齢者グループホームについては平成29年度中に開設していただくことが必要です。 特別養護老人ホームは、公募を行っていますので、採択された場合は設置が可能となりますが、今回募集している特別養護老人ホームは2か年整備となり開設時期が異なるため同一建物に設置することはできません。
5	計画内容について	募集要項(P1)に多様な提案をお待ちしていますと記載があるが、どのような内容であれば評価されるのか。	募集要項(p12)の選定基準を参考にしてください。

No	件名	質問	回答
6	賃貸借期間について	借地の場合の賃貸借期間について定めがあるのか。契約期間について20年、30年のどちらがよいのか。配点に影響があるのか。	公募に関して賃貸借期間についての定めはありませんが、募集要項(p7)に記載のあるとおり、賃借の場合は長期の賃貸借契約を前提としますので、できる限り長期の契約を締結してください。 20年、30年によって配点への影響はありません。
7	ユニットの配置について	新規に建物を建てる場合、2階に居室、1階に居間・食堂という形でも1ユニットとみなされるか。もしくは、2階に7室、1階に2室と居間・食堂という形はどうか。 その場合、トイレの数などで条件の変更はあるのか。	1つのユニットに属する居室、居間・食堂は同一階に配置していただくことが望ましいと考えています。 居室、居間・食堂の階が分かれても、当該ユニット専用の設備であれば1つのユニットとみなすことは可能ですが、日中及び夜間において、入居者の様子を把握できる体制をとっていただく必要があります。 また、トイレの数等設備の条件の変更はありませんが、トイレや洗面所を各階に設置していただくなど入居者が利用しやすい配慮が求められます。